

令和8年2月定例会

厚生委員会資料  
(市民生活部)



## 秋田市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1 改正内容

令和8年度から賦課徴収する子ども・子育て支援納付金課税額の税率等について規定するとともに、令和8年度税制改正に伴い課税限度額および軽減判定所得を改めるもの

#### (1) 子ども・子育て支援納付金課税額の税率等について

##### ア 課税の内訳

所得割額	+	被保険者均等割額 ※	+	18歳以上被保険者均等割額	+	世帯別平等割額	=	子ども・子育て支援納付金課税額
------	---	---------------	---	---------------	---	---------	---	-----------------

※子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日以前）には被保険者均等割額は課さない。

##### イ 令和8年度の税率

県が示す市町村標準保険税率と同率・同額（10円未満は切捨て）とする。

区分	所得割率	被保険者均等割額	18歳以上被保険者均等割額	世帯別平等割額
市町村標準保険税率 (R8.2.17秋田県算定値)	0.28%	1,383円	72円	881円
秋田市の税率(予定)	0.28%	1,380円	70円	880円

※県が試算した被保険者1人当たりの平均月額額は262円

#### (2) 課税限度額の引上げ等

基礎課税額の課税限度額を引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を設定する。

##### ア 課税限度額および限度額超過世帯数

区分		改正前	改正後	増減
基礎課税額	課税限度額	66万円	67万円	1万円
	超過世帯数	488世帯	475世帯	△13世帯
後期高齢者 支援金等課税額	課税限度額	26万円	26万円	—
	超過世帯数	228世帯	228世帯	—
介護納付金 課税額	課税限度額	17万円	17万円	—
	超過世帯数	320世帯	320世帯	—
子ども・子育て 支援納付金課税額	課税限度額	—	3万円	新設
	超過世帯数	—	238世帯	新設

※令和7年11月末現在の世帯状況による。

##### イ 税額への影響

限度額の引上げおよび限度額超過世帯数の減により、合計で約480万円の増額を見込んでいる。（子ども・子育て支援納付金課税額分の影響を除く。）

### (3) 軽減判定所得の引上げ

各区分の被保険者均等割額（子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額を含む。）および世帯別平等割額について、5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げる。

#### ア 5割軽減の軽減判定所得

改正前	世帯合計所得 $\leq$ <u>30万5,000円</u> $\times$ 被保険者数+43万円 +10万円 $\times$ (給与所得者等の数-1)
改正後	世帯合計所得 $\leq$ <u>31万円</u> $\times$ 被保険者数+43万円 +10万円 $\times$ (給与所得者等の数-1)

#### イ 2割軽減の軽減判定所得

改正前	世帯合計所得 $\leq$ <u>56万円</u> $\times$ 被保険者数+43万円 +10万円 $\times$ (給与所得者等の数-1)
改正後	世帯合計所得 $\leq$ <u>57万円</u> $\times$ 被保険者数+43万円 +10万円 $\times$ (給与所得者等の数-1)

#### ウ 税額への影響

これまで軽減対象であった世帯が物価や所得水準の上昇等の影響で対象から外れないようにするための改正であり、税額への影響は少ないものと見込んでいる。

## 2 条例改正の手續、施行期日等

- (1) 令和8年度税制改正および子ども・子育て支援納付金課税額の賦課徴収に係る地方税法施行令の一部を改正する政令の公布が令和8年3月末となる見込みであり、施行期日である同年4月1日までに議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分による条例改正を予定している。
- (2) 子ども・子育て支援納付金課税額の税率は、令和10年度にかけて段階的に引き上げるものであり、その後も18歳以上の被保険者数に応じて税率を見直す必要があることから、次年度以降も専決処分による条例改正を見込んでいる。

## 令和8年度後期高齢者医療保険料の改定について

秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、広域連合議会2月定例会において秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正を行った。これにより、保険料は基礎賦課額（従来の保険料）と子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額となった。

また、同条例改正では、基礎賦課額の、令和8年度及び令和9年度の均等割額や所得割率等を改めるとともに、子ども・子育て支援納付金賦課額の令和8年度の均等割額や所得割率等が定められた。

### 1 基礎賦課額（従来の後期高齢者医療保険料）

前年度と比較して、均等割額が10,736円、所得割率が0.71ポイント、賦課限度額が5万円の増となる。

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和6～7年度	45,260円	9.02%	80万円
令和8～9年度	55,996円	9.73%	85万円
比較	10,736円	0.71ポイント	5万円

### 2 子ども・子育て支援納付金賦課額【新】

均等割額が1,350円、所得割率が0.25%、賦課限度額が2.1万円となる。

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和6～7年度	—	—	—
令和8年度	1,350円	0.25%	2.1万円
比較	1,350円	0.25ポイント	2.1万円

### 3 所得の少ない被保険者に係る保険料の減額

これまで所得の少ない被保険者に対しては、世帯の所得の状況に応じ均等割額を2割、5割、7割軽減する措置が取られてきている。また、令和8・9年度に限り、基礎賦課額分の7割軽減が0.2割上乗せされ、7.2割軽減となる。

なお、広域連合の試算において、7.2割（子ども分は7割）軽減となる被保険者は、県内全体の46%、他の軽減を含めると73%が軽減の対象となる見込みである。

### 4 被保険者への周知

通常、後期高齢者医療保険料の改定内容については、7月初旬に一斉発送する保険料額決定通知書に、「保険料のお知らせ」（小冊子）を同封して被保険者への周知に努めているが、このほかにも、市ホームページや広報あきたなどを活用し、通知発送前から広く周知を行う。また、広域連合では、被保険者からの問い合わせに対応するためコールセンターを設置する。

## 5 その他

この改定の影響により、保険料等に係る広域連合納付金等、令和8年度予算において差額が生じた場合は、必要に応じて補正により対応する予定である。

### 〈参考〉令和8～9年度 保険料収納必要額(基礎賦課額分)について 〈秋田県〉

〔費用〕	〔収入〕	( ) はR6,7年度額
<p style="text-align: center;">約3,386億円 (約3,083億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付費</li> <li>・保健事業費</li> <li>・審査支払手数料</li> <li>・出産育児支援金</li> <li>・その他〈葬祭費〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫負担金〔約35%〕 約1,169億円 (約1,078億円)</li> </ul>	<p style="text-align: center;">約3,002億円 (約2,763億円)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県負担金〔約8%〕 約285億円 (約264億円)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村負担金〔約8%〕 約269億円 (約246億円)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者交付金〔約4割〕 約1,279億円 (約1,175億円)</li> </ul>	
		<p style="text-align: center;">保険料収納必要額〔約1割〕 約384億円〈うち剰余金活用 なし〉 (約320億円〈うち剰余金活用 26億円〉)</p>

出典：秋田県後期高齢者医療広域連合運営検討委員会資料より

## 令和8年度における秋田市夏まつり雄物川花火大会の休止について

### 1 現状

昨年38回目を迎えた秋田市夏まつり雄物川花火大会（以下「花火大会」という。）は、新屋地区、勝平地区および茨島地区の振興会や町内会、地域住民等で組織する花火大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施主体となりこれまで執り行ってきたが、実行委員会メンバーの高齢化や後任の不在等により、今後の花火大会の企画・運営が困難となったことから、実行委員会として、現行の組織・運営体制を見直し、持続的に花火大会を開催していく可能性を探る時間とするため、令和8年度の花火大会を休止することとしたもの。

（休止決定までの経過）

- ・令和7年11月29日 実行委員会総会（臨時総会）  
→令和8年度の休止を決議
- ・令和7年12月1日 実行委員会三役会議  
→総会（臨時総会）決議について最終決定
- ・令和8年1月29日 実行委員会市長訪問  
→令和8年度の休止を市長へ報告

### 2 実行委員会運営上の課題

実行委員会全体が高齢化しており、持続可能な体制のため若い世代の獲得が必要となっているが、数年来、人材を確保できない状況が続いている。特に、事務局については、各種団体との調整や業務発注、経理などの業務を事務局長が1人で担う体制となっており、業務と責任のほとんどが集中している状況であったことから、新たな人材確保等により、複数人で業務と責任を分担できる事務局体制を構築する必要がある。

### 3 実行委員会の今後の動向について

実行委員会では、花火大会の令和9年度再開に向け、現行の組織・運営体制の見直しについて検討を進めており、令和8年5月に臨時総会を開催し、花火大会継続の可否を含め、以後の方針を決定する見通しとなっている。

### 4 本市（西部市民SC）の支援について

これまで、実行委員会委員としての会議出席、市HPでの広報、協賛企業募集やクラウドファンディングの実施サポート、SC職員の花火大会会場等における運営スタッフ従事等、多面にわたり支えてきたが、今後は、これまで以上に伴走の形で実行委員会の支援に当たるもの。実行委員会に対する助言等のサポートに加え、実行委員会が直面する課題の解決に向けた検討を、主導的な立場で推し進めていく。

## 第4次秋田市犯罪被害者等支援推進計画について

第4次秋田市犯罪被害者等支援推進計画について、素案に対する意見聴取の結果等に基づき修正し、成案を作成した。

今後、市長決裁を経て3月下旬に公表する予定である。

### 1 意見聴取の状況

計35件の意見等をいただき、そのうち計画の策定内容に関係するものは17件、その他は制度やサービスに対する意見、要望、質問などであった（意見等の詳細は市ホームページで公表中）。

No	種別	提出者	件数
1	市民100人会（興味分野「安全安心な生活」）（39人）	13	22
2	パブリックコメント（12/22～1/21）	0	0
3	厚生委員会委員（9人）	1	1
4	関係機関（5機関、2回目） 秋田弁護士会、秋田被害者支援センター、あきた性暴力被害者サポートセンター、秋田県警察本部、秋田県県民生活課	5	8
5	秋田市犯罪被害者等支援施策庁内連絡会議委員（16人）	1	2
6	関係課所室（23課所室）	2	2
	計	22	35

### 2 素案からの主な修正点

素案に対しては、複数の関係機関が迅速に連携できるか不安視する意見や、「2国・県による支援の動向」として記載した「多機関ワンストップサービス」と本市の支援体制との関わりを記載する必要性を指摘する意見等をいただいた。

これらを踏まえ検討する中で、「多機関ワンストップサービス」の設置主体である県と調整した結果、次の通り素案を修正した。

#### (1) P4 「2 国・県による支援の動向」

多機関ワンストップサービスについて、「秋田県においても令和8年度から運用を開始することとしています。」と修正（素案では準備を進めている旨記載）。

#### (2) P6 「3 支援体制 ■関係機関等との連携」

令和8年度から県が運用を開始する多機関ワンストップサービスに参画し、犯罪被害者等支援コーディネーターと連携して支援の強化を図ることを追記。

#### (3) P7 「支援体制フロー図」

支援体制における犯罪被害者等支援コーディネーターの役割を追記。